

# 2000 - 2004年版競技規則案

2000-2004年版競技規則案には、数カ所の変更と新しい内容があります。あるものは加盟国からの要望に基づくもので、ISCDの判断によるものもあります。現行の競技規則を構成し直して、ISCDの体制、異なる競技レベル、ランキングシステムおよび競技会の組織委員会のための指針を含むものになりました。

大きな変更は、種目プログラムです。レベル3までの競技会（地域および世界選手権）では、オプション種目を実施することが可能です。

## SH1ライフル

エアライフル3x40

## SH1ピストル

スタンダードピストル

## SH2

エアライフル立射はエアライフルオープン（立射姿勢か伏射姿勢かを自由に選択してよい）に変更される。

射撃スタンドを用いたスモールボアライフル50 m競技（オープン）

その他に、射撃ズボン、引き金の延長（訳注：該当する項目が見あたらない？）、三姿勢競技での姿勢間の時間、団体戦、ストラップ、スプリング操作、アシスタントなどに関する変更など．．．があります。

項目の中には、より明確にするために繰り返し述べられているものがあります。不要になった項目は、削除しました。

## 目次

- 第1章 総論
- 第2章 ISCDの組織
- 第3章 一般射撃規則
- 第4章 記録
- 第5章 出場資格
  - 5.1 世界選手権の出場基準
  - 5.2 パラリンピック大会の出場資格
  - 5.3 ランキングリスト
- 第6章 団体戦
- 第7章 装備
- 第8章 ドーピング規定
- 第9章 技術規則 ライフル種目
  - 9.9 SH1クラスの付則
  - 9.10 SH2クラスの付則
  - 9.11 アシスタント
- 第10章 技術規則 ピストル種目
- 第11章 技術規則 全盲および弱視射手のための一般規則
- 第12章 機能クラス分け
  - 12.1 基本規則
  - 12.2 最小限の障害
  - 12.3 クラス
    - 12.3.1 SH1クラスの詳細な説明
    - 12.3.2 SH2クラスの詳細な説明
    - 12.3.3 クラス分けの基準
  - 12.4 IDカード
  - 12.5 詐病
- 第13章 指針
- 第14章
  - 付録C 射撃スタンド
  - 付録E 用具検査リスト

# 第1章：総論

## 1.1 基本規則

1.1.1 国際障害者射撃委員会（以下、ISCDと呼ぶ）が定める本規則によって修正されている場合を除いて、あらゆる場面においてISSF規則が実施される。ISSF規則はすでに本規則の前提として実施されているものであり、本規則に挿入されたり再度記載されることはない。本規則集はISSF規則と関連して解釈されなければならない。

国際パラリンピック委員会（以下、IPCと呼ぶ）規則は、本規則に挿入されたり再度記載されることはない。ISCD射撃規則集の規則は適用できる場合はIPC規則と関連して解釈されなければならない。

1.1.2 本規則集に記載されていない事態が生じた場合は、ISCD委員会が裁定する。

1.1.3 ISCD規則集は、英語で原版が作成される。この版がすべての争議の場合で最終的なものとなる。

パラリンピックの年の4年ごとの会議の期間中に各国集会（Assembly of Nations）によって選ばれ、任期は4年である。この委員会は、少なくとも3名から6名を越えない委員によって構成される。

## 1.2 競技会

1.2.1 競技会には、異なる基準によって定められる4つのレベルがある。

### 1.2.2 レベル1-地方レベルの競技会

クラブもしくはクラブ対抗  
育成段階の競技会  
実験が可能

### レベル2-全国レベルの競技会

オープン選手権  
国外から参加できる全国大会  
代替種目  
育成段階の競技会  
資格競技会：このレベルの競技会の成績により、IPCランキング競技会の出場資格が与えられる。

### レベル3-IPCランキング競技会

世界もしくは大陸選手権

トップレベルの競技会

競技会の運営品質管理

機能クラス分け

資格競技会：このレベルの競技会の成績により，パラリンピック大会の出場枠（quota place）が与えられる。

### レベル4-パラリンピック大会

出場枠によるランキングポイントによって出場が限定される競技会

## 第2章：ISCDの組織

2.1.1 ISCDには、ヨーロッパ、アメリカおよびアジア / オセアニア（AODSSA）の3地域がある。

2.2.2 図1

2.2.3 ISCD執行委員会  
委員会は3地域の執行委員、各地域1名。総会に先立っての会議で地域の国から選出される。

2.2.4 ISCD諮問委員会は以下から構成される。  
・主任クラス分け委員：地域主任クラス分け委員から選出される。  
・主任射場役員：地域主任射場役員から選出される。  
・主任審判：地域主任審判から選出される。

2.2.5 地域組織図

注：この図は地域委員会の最少必要限の要件を示す。

## 第3章：一般射撃規則

- 3.1 全ての銃器はISSF規則にしたがって安全に操作され抜弾されなければならない。射撃競技に参加する選手がライフルおよびピストルを確実に安全に操作できるようにすることはコーチおよびチームの指導者の責任である。本規則に違反した場合は、選手の即時退場処分がありうる。
- 3.2 反則は以下のように処分される。
- a. 1回目の反則：警告（イエローカード）
  - b. 2回目の反則：2点減点（グリーンカード）
  - c. 3回目の反則：選手の退場（レッドカード）
- 3.3 競技番号は各競技会ごとに選手に割り振られ、すべての選手名簿および時間割などに明記される。この番号と選手が該当するクラスおよび小クラスが、選手の射撃コートの背中あるいは射撃に用いる椅子の背もたれに表示される。これらは観客から容易に判読するのにじゅうぶんな大きさでなければならない。
- 3.4 上訴を含めて、技術的な事柄に関する全ての抗議はISSF規則（一般技術規則、第13章）に則って扱われる。ただし、抗議手数料はISCD規則集に従って決められる。抗議手数料（US \$ 50）は組織委員会に持参されなければならない。上訴はUS \$ 100の料金を添えて行わなければならない。抗議が認められた場合は、抗議手数料は組織委員会によって払い戻される。抗議が認められなかった場合は、抗議手数料は返還されない。上訴ジュリーの決定は最終的なものである。抗議書の見本が付録Gとして添付してある（A面とB面）。
- 3.5 パラリンピック大会、世界選手権および大陸選手権の場合には、ISCDは組織委員会に1ヶ国の種目ごとの選手数を制限させることを決定できる。
- 3.6 ある種目が成立するには、選手数はスターティングリストにおいて4ヶ国以上でなければならない。
- 3.7 公認射撃競技会の運営を希望する入札は、IPC規則にしたがって提出されなければならない。
- 3.8 ISCDの技術代表は、上訴ジュリーとして承認され、上訴ジュリーに含まれなければならない。ジュリーおよび上訴ジュリーの氏名は競技会の開始に先立って公表されなければならない。

- 3.9 各公認競技会のジュリーの構成は以下のようでないといけない。
- a. ISSFジュリーは以下を統括する。
- ISSF規則にもとづくISSF審判1名  
ISCDから指名された審判2名
- b. 上訴ジュリー
- 議長1名（技術代表）  
ISSFもしくはジュリーから1名  
ISCDから1名
- 3.10 競技会の開始前に、ISCD技術代表が監督して、参加各国および組織委員会の代表による技術会議が開かれなければならない。
- 3.11 選手、チーム役員、チームメンバーもしくはその他の者で以下に該当する者は、罰せられることがある。
- フェアプレイの精神に反する者  
競技運営に携わっている委員会のメンバー、競技役員および審判に公然と反抗する者  
ISCD、IPC、あらゆる国際競技団体および運営組織の名誉を損なう行為をする者
- これらのスポーツマンシップにもとる行為は、以下のように処分される。
- a. 1回目の反則：警告（イエローカード）  
b. 2回目の反則：射撃場施設からの退場（レッドカード）  
c. レッドカードに従わない場合は、競技会の残り期間中の退場処分となり、処分とその理由を通知する手紙を該当の競技団体に送付する。
- 3.12 ISCDは、その状況において関連する競技団体の規則にしたがい適していると思われるならばいかなる処分も与えることができる。  
上訴の権利は関連する競技団体の実行委員会にゆだねられる。

## 第4章：記録

- 4.1 記録が国際障害者射撃委員会に承認されるには、競技会は：
- a. パラリンピック大会，世界選手権または大陸選手権でなければならない。
  - b. ISCDによって公認されていない。
  - c. ISSFおよびISCD規則にしたがって競技が実施されなければならない。
  - d. すべての記録はドーピング規制規則にしたがうものである。
- 4.2 加えて，公認を得て記録の承認を受けるためには，競技会の組織委員会は以下の条件に適合していなければならない。
- a. ISCD事務局が，IPC規則にしたがって競技会の実施要領について通知を受けていなければならない。
  - b. 技術代表1名またはISCD技術代表1名が，競技を監督するために組織委員会の経費負担で競技会に参加しなければならない。
  - c. ISCDの射場役員2名が組織委員会の費用負担でジュリーとしてその競技会に参加しなければならない。
  - d. 2名のクラス分け委員が，組織委員会の費用負担でクラス分けに参加しなければならない。
  - e. すべての競技成績と樹立された記録が，記録簿の登録と保管のために競技会後2ヶ月以内にISCD事務局に送付されなければならない。
  - f. 記録認定申請書（書式と要領が付録Fとして添付されている）が提出期限内にISCD事務局に提出されなければならない。

## 第5章：出場資格

### 5.1 世界選手権の出場基準

#### 5.1.1 選手の出場基準

- a. 選手は、出場を希望する世界選手権の各種目について、ライフルおよびピストルともに規則5.1.1.dに示されている基準点を満たしていなければならない。
- b. ISCDは、その裁量で世界選手権についてワイルドカードを配分できる。
- c. 資格基準は、国内選手権もしくはISCDが指定するその他の競技会で達成されなければならない。
- d. 世界選手権の基準点

種目記号	種目	性別	クラス	基準点
R1	エアライフル立射	男子	SH1	545
R2	エアライフル立射	女子	SH1	355
R3	エアライフル伏射	混合	SH1	575
R4	エアライフル立射	混合	SH2	570
R5	エアライフルオープン	混合	SH2	575
R6	イングリッシュマッチ	混合	SH1	560
R7	スモールボアフリーライフル	男子	SH1	1060
R8	スモールボアスポーツライフル	女子	SH1	525
R9	エアライフル立射	混合	SH3	545

#### オプション種目

種目記号	種目	性別	クラス	基準点
R10	エアライフル3x40	混合	SH1	1100
R11	スモールボアライフルオープン	混合	SH2	575

種目記号	種目	性別	クラス	基準点
P1	エアピストル	男子	SH1	535
P2	エアピストル	女子	SH1	340
P3	スポーツピストル	混合	SH1	530
P4	フリーピストル	混合	SH1	490

#### オプション種目

種目記号	種目	性別	クラス	基準点
P3	スタンダードピストル	混合	SH1	480

### 5.1.2 開催国の要件

- a. 付録の組織委員会のチェックリストおよびISSFのチェックリストを参照すること。
- b. R1-R9およびP1-P4の各種目は、最低限必要な種目であり、各選手権において実施されなければならない。
- c. すべての競技成績は、登録と出場資格認定のために、競技会終了後2ヶ月以内にISCD事務局に提出されなければならない。
- d. ISCDの射場役員2名が組織委員会の費用負担でジュリーとしてその競技会に参加しなければならない。  
2名のクラス分け委員が、組織委員会の費用負担でクラス分けに参加しなければならない。

## 5.2 パラリンピック大会の出場資格

### 5.2.1 選手の出場基準

- a. 選手は、出場を希望するパラリンピック大会の各種目について、ライフルおよびピストルともに規則5.2.1.bに示されている基準点を満たしていなければならない。
- b. 基準点は、世界選手権および地域選手権もしくはISCDが指定するその他の競技会で達成されなければならない。
- c. パラリンピックの基準点

種目記号	種目	性別	クラス	基準点
R1	エアライフル立射	男子	SH1	550
R2	エアライフル立射	女子	SH1	360
R3	エアライフル伏射	混合	SH1	585
R4	エアライフル立射	混合	SH2	580
R5	エアライフル伏射	混合	SH2	585
R6	イングリッシュマッチ	混合	SH1	565
R7	スモールボアフリーライフル	男子	SH1	1070
R8	スモールボアスポーツライフル	女子	SH1	530

種目記号	種目	性別	クラス	基準点
P1	エアピストル	男子	SH1	540
P2	エアピストル	女子	SH1	345
P3	スポーツピストル	混合	SH1	535
P4	フリーピストル	混合	SH1	500

### 5.3 ランキングリスト

- 5.3.1 ランキングリストが、競技会に出場したすべての選手について作成される。このランキングリストは、2回のパラリンピック大会の間の4年周期の公認および指定競技会から構成される。

## 第6章：団体戦

- 6.1 各種目で団体戦を行うことができる。ただし、パラリンピック大会を除く（ISSFと同様）。
- 6.2 全ての団体は3人の選手からなる。  
  
注：エアライフル立射とエアピストルには混合団体が許される。女子選手は、発射弾数を20発延長する。
- 6.3 各種目あたり1カ国から1団体だけが参加できる。
- 6.4 ある種目で団体戦を実施するには、少なくとも4カ国がスタートリストに登録されていないなければならない。
- 6.5 全ての団体は、その種目の開始12時間前に、文書で参加申込しなければならない。
- 6.6 団体戦には個人戦の記録が適用される。個人戦と別個に団体戦が実施されることはない。
- 6.7 団体戦におけるメダルはISSFおよびIPCの規定にしたがって（金3個、銀3個および銅3個）授与される。

## 第7章：装備

- 7.1 使用する装備は、ISSF規則にしたがい競技の開始前に検査を受け、合格しなければならない。付録Eに記載されているようなチェックリストが検査の進行を記録するために用いられる。
- 7.2 ISCD独自のすべての装備は、ISCDの基準に適合していなければならない。
- 7.3 座位で射撃をする選手は射撃ズボンを着用してはならない。
- 7.4 座位で射撃をする選手の場合、射撃コートの丈は、骨盤の下よりも長くてはならない。
- 7.5 座位で射撃をする選手の場合、銃身軸線の高さは地面または床から測定して150 cmを越えてはならない。ISCDは、状況によって異なる高さを指定することができる。
- 7.6 射手と射手の用いる装備は、射座として定められた範囲の大きさ以内でなければならない。
- 7.7 全ての射撃用椅子は、銃器服装検査の際、使用する射手が射撃姿勢を取った状態で検査される。さらに、競技の開始前、最中あるいは終了直後に射撃線において抜き打ち検査を受けることがある。
- 7.8 いかなる射撃用椅子の背もたれの部分も、とくに背もたれ側部の柱を含めて、本規則において定める最大高さを越えてはならない（付録B図7および8を参照）。
- 7.9 椅子の背もたれの布地より、チューブや枠が高くてはいけない。
- 7.10 背もたれの布地の最大弛み（伸び）は、8 cmを越えてはならない。このとき、背もたれの布地の最大弛み（伸び）とは、背もたれの垂直な側柱の前側から背もたれの最深部のことを指す（付録B図9を参照）。これは、射手が椅子に座って射撃姿勢を取った状態で測定される。
- 7.11 両脚をいっしょにくくってもよい。射撃用椅子へのくくりつけは、膝より下の位置1カ所で許される。例外として、両脚膝上切断者においては両脚残部をストラップでくくることが許される。

## 第8章：ドーピング規定

- 8.1 国際オリンピック委員会（IOC）のリスト「禁止および制限される薬物の種類と処方（Banned and restricted doping classes and methods）」に定められている物質を選手が使用することは許されない。
- 8.2 選手はドーピング検査の対象となる責任を負う。
- 8.3 各射手は、ドーピング検査の対象に選ばれた場合、医師によって証明された使用薬物の一覧を提出しなければならない。
- 8.4 ドーピング検査で陽性と判定された場合の罰則は、いずれが厳しい場合でも、国際パラリンピック委員会（IPC）ハンドブックもしくはUIT一般規定のドーピング規定の項にしたがう。
- 8.5 ドーピング検査の手数料は、競技会の参加料に含まれなければならない。
- 8.6 試験の種類は、当該競技会の組織委員会と諮ってISCDによって決定される。

## 第9章：技術規則

### ライフル種目

9.1 世界選手権および大陸選手権は下表のライフル種目から構成される。

種目記号	種目	性別	クラス	弾数	射距離	射撃時間
R1	エアライフル立射	男子	SH1	60	10 m	1時間45分
R2	エアライフル立射	女子	SH1	40	10 m	1時間15分
R3	エアライフル伏射	混合	SH1	60	10 m	1時間30分
R4	エアライフル立射	混合	SH2	60	10 m	1時間45分
R5	エアライフルオープン	混合	SH2	60	10 m	1時間30分
R6	イングリッシュマッチ	混合	SH1	60	50 m	1時間30分
R7	スモールボアフリーライフル	男子	SH1	伏射40 立射40 膝射40	50 m	1時間00分 1時間30分 1時間15分
R8	スモールボアスポーツライフル	女子	SH1	伏射20 立射20 膝射20	50 m	40分 50分 45分
R9	エアライフル立射	混合	SH3	60	10 m	1時間45分

#### オプション種目

R10	エアライフル3x40	混合	SH1	伏射40 立射40 膝射40	10 m	1時間00分 1時間30分 1時間15分
R11	スモールボアライフルオープン	混合	SH2	60	50 m	1時間30分

注：R7およびR8では、15分の姿勢間時間を設けてよい。

9.1.2 R7およびR6においては、姿勢間時間の前に制限時間いっぱいまで許される。

9.2 ライフル選手はパラリンピックにおいて下表の種目に参加することができる。

種目記号	種目	性別	クラス	弾数	射距離	射撃時間
R1	エアライフル立射	男子	SH1	60	10 m	1時間45分
R2	エアライフル立射	女子	SH1	40	10 m	1時間15分
R3	エアライフル伏射	混合	SH1	60	10 m	1時間30分
R4	エアライフル立射	混合	SH2	60	10 m	1時間45分
R5	エアライフル伏射	混合	SH2	60	10 m	1時間30分
R6	イングリッシュマッチ	混合	SH1	60	50 m	1時間30分
R7	スモールボアフリーライフル	男子	SH1	伏射40 立射40 膝射40	50 m	1時間00分 1時間30分 1時間15分
R8	スモールボアスポーツライフル	女子	SH1	伏射20 立射20 膝射20	50 m	40分 50分 45分

注：R7およびR8では、15分の姿勢間時間を設けてよい。

- 9.2.2 R7およびR6においては、姿勢間時間の前に制限時間いっぱいまで許される。
- 9.3 座位で射撃をするクラスについては、射撃卓を射撃用椅子に取り付けてもよく、あるいは射撃卓を別に立ててもよい。卓上のものが落ちるのを防ぐために低いふちが設けられてもよいが、選手の安定性を高めたり支持を加えたりするものであってはならない（付録A図2参照）。
- 9.4 射撃卓は、卓の中央部で測定して水平（+/-5度以内）もしくは床と同じ角度でなくてはならない。
- 9.5 ライフル種目では、射撃卓や板に最大厚2 cm以内の圧縮性の素材を張り付けてもよい。台上の他の素材は、両肘に対して均一な厚さでなければならない。射撃卓、板またはその上に張り付けた素材にくぼみを作ることは許されない。
- 9.6 腕の長さの不均等やそれと類似の問題のために必要であれば、高さを合わせるために1個のブロックを用いてもよい。ただし、このことが、機能クラス分け委員会によって承認され、クラス分けカードに記載されていなければならない。
- 9.7 射撃卓による姿勢支持に関する全ての規則に照らして問題がなければ、付録A（図1および3）および付録B（図6）に示されている大きなまたは小さな射撃台の場所に、1個の射撃台を用いてもよい。膝射では、射手は小さい射撃台を使用

しなければならない。

9.8 伏射をのぞいて、射撃卓を用いる場合は、いかなる形によっても身体の支持を得たり安定性を高めたりするように使用してはならない。射撃スタンドには、別の板や卓を取り付けてもよい。

9.9 SH1クラスの付則

射撃スタンドを用いない選手に関する規則である。

9.9.1 SH1Aの座位で射撃をする選手は、立位での射撃を選択してもよい。ただしその場合は、医師によって認められた通常の義肢/装具を除いては、いかなる人為的な支持にも頼ることなく立位を取らなければならない。腕切断のライフル選手の場合、ライフルは通常の義肢の上で支えてもよい。ただし、それは銃を握るものであってはならない。

9.9.2 SH1クラスの立位射撃の場合、以下の例外を除いてすべての射撃姿勢はISSF規則にしたがって射撃される。

a. 三姿勢種目の膝射では、クラス分けカードに記載してあれば最大350 mmの高さの腰掛けを用いてもよい。

b. エアライフル伏射では選手は伏臥位をとってはならず、射撃用椅子および卓を使わなければならない。この場合、選手は伏射姿勢における射撃用椅子および卓の使用に関するすべての規則に適合していなければならない。

9.9.3 射撃用椅子に座っての立射姿勢では、銃は他の支持なしに（ISSF規則に準ずる）腕だけで支えられなければならない。腕のいかなる部分も射撃用椅子のいかなる部分にも触れてはならない。肘のどの部分も、大腿部および膝や車輪に触れたり、肋骨あるいは腹部以外からの支持を得てはならない。

とくに、背もたれの直立部を支持に用いてはならない。

9.9.4 立射姿勢ではスリングの使用は禁じられる。膝射および伏射ではスリングの使用は許される。

9.9.5 a. 射撃用椅子あるいは腰掛けに座っての膝射姿勢では、一方の肘のみが卓あるいは板に置かれてもよい。身体は板から明瞭に離れていなければならない。板・卓のフレームから支持を得てはならない（小型の射撃卓については、付録B図6を参照）。

b. 射撃用椅子あるいは腰掛けに座っての膝射姿勢では、支持腕の前腕は、前腕の中心線から測定して水平から30度以下の角度になってはならない。

9.9.6 伏射では、両方の肘が（もし可能なら）（上腕ではない）射撃卓／板に置かれなければならない（付録A図1および3参照）。この姿勢での前腕は、前腕の中心線から測定して水平から30度以下の角度になってはならない。胸部および／あるいは腹部は射撃卓あるいは板にゆだねてもよい（付録A図1および3参照）。

9.9.7 全ての立射種目では、射撃用椅子の肘掛けは取り外されなければならない。膝射種目では、卓／板を取り付けるのに使われていない射撃用椅子の肘掛けは取り外されなければならない。伏射および膝射姿勢では、射撃用椅子の肘掛けは射撃卓の一部である。

9.9.8 背もたれの高さは、腋の下10 cmまで許される。射撃コートの銃を保持する側に、基準のためにだけ、線でしるしを付ける。

9.10 SH2クラスの付則

射撃スタンドの使用が必要な選手に関する規則である。

9.10.1 SH2クラスに属する全ての選手は、同じクラスで競技する。そして、銃の重さを支えるために、承認された形式の射撃スタンド（付録C参照）を用いる。他の支持法や器具を用いてはならない。スタンドは、卓に固定あるいは載せて用いてもよい。

9.10.2 射撃スタンドは、上部（長さ80 mmのピンとライフルの受け部。総重量は200 g以下）、スプリングおよび下部からなる。これらは、ISCDの公認証があるモデルでなければならない。

9.10.3 スプリングは、小クラスに対応して、ISCDの測定具によって測定される異なる強度をもつ。

a. SH2A+Bクラス：最少35 mmの柔軟性

b. SH2Cクラス：最少25 mmの柔軟性

9.10.4 SH2Aの座位で射撃をする選手は、立位での射撃を選択してもよい。ただし、その場合は医師によって認められた通常の補てつ法／整形法を除いては、いかなる人為的な支持に頼ることもなく立位を取らなければならない。

- 9.10.5 ライフルの先台は射撃スタンドと90°の角度をなさなければならない。  
ライフルは同時に受け部の両側面に触れてはならない。  
受け部は、ライフルの銃床の幅より少なくとも1 cm以上広くなければならない。  
射撃スタンドのピンとスプリングは、前後方向に関して垂直でなければならない。
- 9.10.6 スタンドに対して銃の位置を固定する目的で銃およびスタンドにいかなる器具や物質も取り付けはならない。撃発時には、左右いずれの手もスプリングの動きを妨げてはならない。
- 9.10.7 すべての射撃姿勢で、スプリングの使用は禁じられる。
- 9.10.8 銃は、銃の異なる場所で両手で（もし可能なら）扱われなければならない。
- 9.10.9 例外事項は、クラス分けカードに記載される。
- 9.10.10 用具検査のときに、ライフルの重心にしるしを付けなければならない。ライフルは重心から+/- 5 cm以内の場所で射撃スタンドに置かれなければならない。計10 cmの長さの印を付けなければならない。
- 9.10.11 ガスあるいは圧縮空気ライフルの場合、重心はシリンダーを満タンにして測定される。
- 9.11 アシスタント
- 9.11.1 必要であれば、選手には標的交換手または装填補助員が付いてよい。
- 9.11.2 装填補助員を付けるかどうかの判断は、機能クラス分け委員会だけが行うことができ、クラス分けカードおよびIDカードに記載される。
- 9.11.3 アシスタントを用いるすべての射手は、撃発間に銃をはっきりと肩から外されなければならない。
- 9.11.4 標的交換手および/または装填補助員は、競技中に話したり合図を発してはならない。アシスタントは、射手からの要求によってのみ、標的交換および装弾および照準調整を行ってよい。射手から依頼しなければならない。
- 9.11.5 標的交換手および/または装填補助員は、発射の間には選手の少なくとも1 m以上後方にいなければならない。例外は、ジュリーの裁量によって設けられる。

# 第10章 –技術規則

## ピストル種目

10.1 世界選手権および大陸選手権は下表のピストル種目から構成される。

種目記号	種目	性別	クラス	弾数	射距離	射撃時間
P1	エアピストル	男子	SH1	60	10 m	1時間45分
P2	エアピストル	女子	SH1	40	10 m	1時間15分
P3	スポーツピストル	混合	SH1	30遅撃ち 30早撃ち	25 m	ISSF規則による
P4	フリーピストル	混合	SH1	60	50 m	2時間00分

### オプション種目

P5	スタンダードピストル	混合	SH1	60	50 m	1時間45分
----	------------	----	-----	----	------	--------

10.2 ピストル選手はパラリンピックにおいて下表の種目に参加することができる。

種目記号	種目	性別	クラス	弾数	射距離	射撃時間
P1	エアピストル	男子	SH1	60	10 m	1時間45分
P2	エアピストル	女子	SH1	40	10 m	1時間15分
P3	スポーツピストル	混合	SH1	30遅撃ち 30早撃ち	25 m	ISSF規則による
P4	フリーピストル	混合	SH1	60	50 m	2時間00分

10.3 椅子を用いる場合は、

- a. 椅子の肘かけは取り外されなければならない。
- b. 射撃をしない方の腕は、射撃用の椅子に触れてはならない。

10.4 フリーピストルおよびスタンダードピストルにおいては、半自動式のピストルが用いられる場合には、一度に一発ずつ装弾されなければならない。

# 第 1 1 章：技術規則

## 全盲および弱視射手のための一般規則

11.1 定義上、全盲および弱視射手は「射手」として呼称されるものとする。

11.2 ライフル選手は、下記の世界選手権および大陸選手権で競うことができる。

種目記号	種目	性別	クラス	弾数	射距離	射撃時間
R 9	エア・ライフル立射	混合	S H 3	60	10 m	1時間45分

11.3 装備

11.3.1 銃の最高重量および照準システムを除いて、すべての装備はISSFおよびISCD規則に適合しなければならない。

11.3.2 特別のスコープを装着した1丁のエア・ライフルが使用される。このスコープは、光を音に変換する電子回路を内蔵または接続されているものとする。標的上の光の強度に対応して、音の高低差が表現される。スコープは標的からの反射光をとらえる。この方法で、射手はイヤホン/ヘッドホンを用いて標的の照準を"聴く"ことができる。

11.3.3 ライフルの重量は、装着した照準装置を含めて6kgを超えてはならない。

11.3.4 ライフルには光を音に変換するスコープ（音式スコープ）を装備してよい。変換された音は、ヘッドホンまたはイヤホンによって選手の聴覚に伝達される。他のいかなる照準装置もライフルに装着してはならない。

11.3.5 選手は各自の照明、ライフルおよびスコープシステムを準備する。

11.3.6 すべての用具はISSFおよびISCD規則に従った検査に提出されなければならない。

11.3.7 イヤホン/ヘッドホンから出力される音は、他の選手の妨げになるような音の強さを上回ってはならない。

11.4 クラス分け

11.4.1 すべての射手はクラスS H 3にクラス分けされる。

## 11.5 最小限の障害

11.5.1 最小限の障害に該当する射手が、競技参加を許可される：  
矯正視力0.1(6/60)以下および/または視野欠損20°以下の者。

## 11.6 二つのクラス分けに所属する場合

11.6.1 S H 3クラスの射手がISCD規則にある機能クラス分けに述べられているような重複障害を持つ場合、射手は座位による射撃姿勢を選択し、ISCD規則に則った射撃用の椅子を用いてよい。

## 11.7 標的

11.7.1 試合では、通常のISSF国際ピストル標的（射距離10mエア・ピストル）が用いられる。

11.7.2 照準目的で、標的交換機が通常標的を送り出す位置の真上の壁面に、照準用標的（スワロフスキーまたはピストル標的）を設置し、ISSFピストル標的を射撃することが許可される。

11.7.3 1標的1発射込みであること。

11.7.4 R9の試合において、4枚の試射的を使用してよい。試射は無制限である。本射1発目以降、試射を行うことはできない。

11.7.5 試射的は、射手が試射的であることを確認できるよう、たとえば標的の左上の角を切り落とすなどの方法で、組織委員会が印をつけなければならない。

## 11.8 アシスタント

11.8.1 各選手に1名のアシスタントが許可される。

11.8.2 選手はアシスタントを各自準備すること。

11.8.3 アシスタントは、もし射手が他の射手の標的からの光を拾いがちな場合、射手を正しい方向に誘導してかまわない。

11.8.4 アシスタントは選手のために標的交換をしてもよい。

- 11.8.5 アシスタントは選手に射撃結果を告げてかまわないが、試合中にコーチングをしてはならない。
- 11.8.6 アシスタントは、安全確保の目的で他の射手を妨害することなく射手に触れることが許される。
- 11.8.7 アシスタントが11.8.3, 11.8.4, 11.8.5および11.8.6の作業に関与していないときは、射撃線から1メートル退き座っていなければならない。

## 第 1 2 章：機能クラス分け

### 12.1 基本規則

- 12.1.1 射撃競技においては、選手は二つの大きなクラスの一方に分類される。この分類は、選手の射手としての機能にもとづくものであり、ISCDの機能クラス分け委員会によって決定される。
- 12.1.2 機能クラス分け委員会は、少なくとも 1 名の医師 / パラメディカルの役員および 1 名の技術役員から構成される。これらはいずれも ISCD によって資格を認定された者でなければならない。
- 12.1.3 国際的なクラス分け委員として公認されるための基準は、指針（付録・機能クラス分けの指針：第13章を参照せよ）に定められる。
- 12.1.4 競技会中のクラス変更は認められない。
- 12.1.5 すべての機能クラス分けは、競技会の開始に先立って終了していなければならない。選手は、射撃機能クラス分け委員会の委員の署名のある機能クラス分けカード（付録を参照）をもたずに競技を始めてはならない。
- 12.1.6 射手は、競技会で使用する射撃用の椅子およびクッションをもってクラス分け判定室に入室しなければならない。必要であれば、英語を話せる通訳をとまなうこと。
- 12.1.7 機能クラス分け委員会のみが、選手の再クラス分けを行うことができる。ただし、二つの機能クラス分け委員会が設置されている場合は、最初のクラス分けを行ったクラス分け委員会は抗議を裁定するために選手を再検査しないものとする。
- 12.1.8 以下の場合に再クラス分けが実施される。
  - a. 選手の身体状況が著しく変化した（進行性の疾病など）場合で、選手の国内スポーツ組織の医学役員がそうであると証明した場合。
  - b. 機能クラス分け委員会が再クラス分けが必要であると決定した場合。
  - c. 抗議があった場合。
- 12.1.9 機能クラス分けに関する抗議は、ISCD機能クラス分け委員会に対して訴えられなければならない。クラス分けに関する抗議の手数料（100米ドル）は機能クラ

ス分け委員の抗議主任ジュリーに支払われなければならない。抗議手数料は、抗議が認められた場合は返還され、抗議が否認された場合はISCDに納められる。

12.1.10 選手が自分自身のクラス分けについて訴える抗議は、クラス分け後30分以内に申し立てなければならない。

12.1.11 選手自身以外によって抗議がなされる場合、それが競技会の開始24時間以前に訴えられ再クラス分けが実施された場合は、新しいクラスがその競技会に適用される。

再クラス分けがその競技会の間または後で行われ、その射手が最小限の障害をもたないと判明した場合は、すべての成績、メダルおよび記録が抹消される。この規則は、競技会の各種目に有効である。

12.1.12 抗議を処置したクラス分け委員の決定は、最終的なものである。

12.1.13 特別な状況においては、機能クラス分け委員会は背骨の特殊な生理学的状況に対処するため、特別の背もたれの使用を認めることができる。

12.1.14 SH2の選手は、SH1ピストル射手として競技する二重クラス分けを受けることが認められる。このような競技参加は、機能クラス分け委員会によって承認され、クラス分けカードに記載されなければならない。

## 12.2 最小限の障害

### 12.2.1 ピストル種目における銃をもたない腕の最小限の障害

- a. 切断の場合：手首より上の切断。
- b. 切断以外の障害の場合：銃をもたない腕に少なくとも30ポイントの筋力低下があり、かつ銃をもたない腕によってピストルに装弾することができないこと。
- c. この章の12.2.1aおよび12.2.1bに記載されている障害と同等であると考えられる筋力低下および協応動作の障害をともなう重い関節の動きの障害。

### 12.2.2 ライフル種目における上肢の最小限の障害

- a. 切断の場合：残存が前腕の2 / 3以下である肘から下の切断。
- b. 切断以外の障害の場合：一方の上肢における少なくとも30ポイントの筋力低下もしくは両上肢における少なくとも50ポイントの筋力低下。
- c. この章の12.2.2aおよび12.2.2bに記載されている障害と同等であると考えら

れる筋力低下および協応動作の障害をともなう関節の動きの重い障害。

### 12.2.3 ピistolおよびライフル種目における下肢の最小限の障害

- a. 切断の場合：足首の切断。
- b. 切断以外の障害の場合：一方の下肢における少なくとも20ポイントの筋力低下もしくは両下肢における少なくとも25ポイントの筋力低下。
- c. この章の12.2.3aおよび12.2.3bに記載されている障害と同等であると考えられる筋力低下および協応動作の障害をともなう関節の動きの重い障害。ただし、通常の姿勢での片脚の膝または足首の硬直、または一方の股関節の人工骨頭を除く。

12.2.4 小人症は、それ以外に上記の最小限の障害に該当する障害がなければ参加を認められない。

12.2.5 最小限の障害を記述するすべての規則は、射撃に有利あるいは不利を与える障害としての観点から考慮されるべきものである。全ての場合において、クラス分け委員会が最終的な判断を下す。

## 12.3 クラス

全ての選手は二つの大きなクラスSH1あるいはSH2のいずれかに分けられ、さらに小クラスに分けられる。

SH1： SH1A-SH1B-SH1C

SH2： SH2A-SH2B-SH2C

### 12.3.1 SH1クラスの詳細な説明

射撃スタンドを必要としないピistolおよびライフル射手。

これらの障害のグループ分けは、指針としてのみ用いられるべきものである。機能クラス分け委員会は、全ての装備を着用して射撃姿勢をとった状態で各事例について検討することができる。

#### a. SH1Aクラス

立つことができて通常の体幹機能をもつ、座位で射撃をする選手。射撃用椅子には背もたれを付けることは許されない。これらの選手は、希望すれば立位で射撃することを選択してもよい。

#### b. SH1Bクラス

下肢の機能が失われているかもしくは下肢に重い障害があり、かつ骨盤のコントロールが良好な（腹部/背部の伸筋、腰方形筋が機能する）、座位で射撃をする選手。射撃用椅子に低い背もたれを使うことが許される。最大で30度の座角が許される。

座角は、肩関節から股関節の線で測定される。

注： C7からクッションまでを測定し、低い背もたれが許される（7.7.4を参照）。

#### c. SH1Cクラス

下肢の機能が失われていて、かつ体幹の機能が乏しい/失われている、座位で射撃をする選手。射撃用椅子に高い背もたれを使うことが許される。最大で30度の座角が許される。

### 12.3.2 SH2クラスの詳細な説明

上肢に測定可能もしくは目視で明らかな永久的な障害があり、そのために上肢で銃の重さを支えることが不可能で射撃スタンドを必要とするライフル選手。

以下の障害グループ分けは、指針としてのみ用いられるべきものである。機能クラス分け委員会は、全ての装備を着用して射撃姿勢をとった状態で各事例について検討することができる。

#### a. SH2Aクラス

一方の上肢が機能しないか、または両方の上腕に重篤な障害があり、かつ通常の体幹機能をもつ、座位で射撃をする選手。このクラスの選手は、選手が希望するなら立位で競技してもよい。

#### b. SH2Bクラス

両下肢が機能しないか、または両方の下肢に重篤な障害があり、良好な骨盤コントロールのある、座位で射撃をする選手。射撃用椅子に低い背もたれを使うことが許される。最大で30度の座角が許される。

注： C7からクッションまでを測定して、低い背もたれが許される。座角は肩

関節から股関節までで測定される。

#### c. SH2Cクラス

下肢の機能が失われているか重篤な障害があり、かつ体幹の機能が乏しいまたは失われている、座って射撃をする選手。射撃用椅子に高い背もたれを使うことが許される。最大で30度の座角が許される。

付記： 高い背もたれの高さは、腋の下10 cmまでである。

#### 12.3.3 クラス分けの基準

クラス分けの基準に関するさらなる詳細は、クラス分け指針に定められる。

#### 12.4 IDカード

射手はIDカードを射撃線に携行しなければならない。

#### 12.5 詐病

詐病は、クラス分け委員に対する非協力を含めて、選手の機能または障害についてのあらゆる虚偽の表現や説明と定義される。もし選手が、クラス分け作業の医学的もしくは機能的段階で完全な協力ができないときは、クラス分け委員会はクラス分けを保留する。

選手に詐病の疑いがあれば、ISCDクラス分け委員は競技開始前あるいは競技会中のいかなるときにでも、当初のクラス分けにおけるどのカテゴリーの選手に対しても抗議を申し立てることができる。選手が詐病していると判明したときは、IPCによるドーピング検査において確立されている方法に類似の事後処理手続きが実施される。

## 第 13 章：指針

### 13.1 クラス分けの検査手順

#### 13.1.1 筋力検査

検査する運動範囲をクラス分けカードに記入する。筋力検査は、すべて3回反復されなければならない。(例：肩関節屈曲は、0-90°の範囲で検査する。もし射手が抵抗に逆らってこの可動範囲の運動が3回できたなら、5点を与える。)

肩関節の水平屈曲において、内転させることで、三角筋の前部線維だけでなく大胸筋の検査も行わなければならない。

肩関節伸展では、三角筋の後部線維だけでなく広背筋と菱形筋の検査も行わなければならない。

筋肉テストの得点は3点以下の場合0点とみなす。

#### 13.1.2 体幹機能

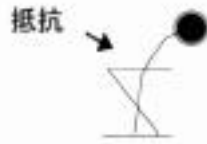
腹部および脊柱の伸展筋群は、どちらも射撃用の椅子に座って検査する。筋活動は、明らかに両側ともに認められなくてはならず、筋肉評価の3、4および5点は、+とする。

##### a. 腹筋



射手は前屈曲し、左腕を右下肢の近くに下げる。射手はクラス分け判定者が与える抵抗に反して肢位を保とうとする。左右両側について検査されなければならない。

##### b. 脊柱の伸展筋群



射手は右腕を左下肢の近くにおき，クラス分け判定者が肩甲骨部分に加える抵抗に逆らって肢位を保とうとする．左右両側について検査されなければならない．

### 13.1.3 機能検査

#### a. 肩水平位での体幹の側屈（腰方形筋）

この検査は射撃用の椅子に座って実施するが，もし可能であれば背もたれに寄りかからないよう浅く腰掛けた状態で行う．射手は一側の腕を水平に伸ばす．もし腰方形筋が活動していれば，検査は+とする．

検査結果が-の場合，その射手は小クラスCに属する．

テスト評価が+の場合，次の検査結果により，その射手は小クラスAまたはBに判定される．

#### b. 片側への側屈

この検査は射撃用椅子に座って実施する．クラス分け判定者は射手の両下肢を固定する．もし，射手の両手がほとんど床に届き，元の肢位にもどることができ，下肢（股関節外転筋群，内転筋群および外・内旋筋群）が活動している場合，検査は+である．

検査結果が-の場合，その射手は小クラスBに属する．

検査結果が+の場合，その射手は小クラスAに属する．

### 13.2 てんかん

てんかんの場合，その状態が安定し，かつコントロール可能な状態にあることが肝要である．クラス分けの際，神経医学医による診断書がクラス分け委員に提出されなければならない．この証明書は，てんかんが安定した状況にあることおよびてんかんの種類が明記されたものであること．

射撃場での安全確保を鑑みると明白なことであるが，一過性の部分性てんかん

の場合，射撃を禁止する．

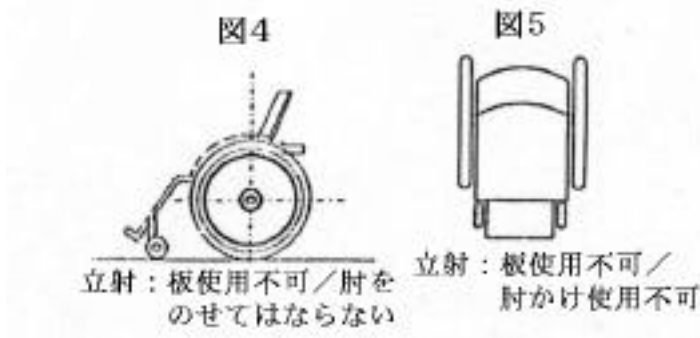
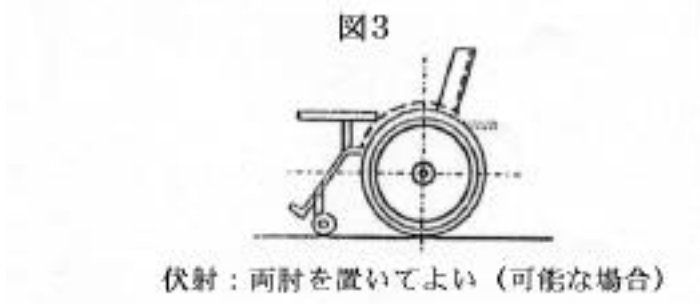
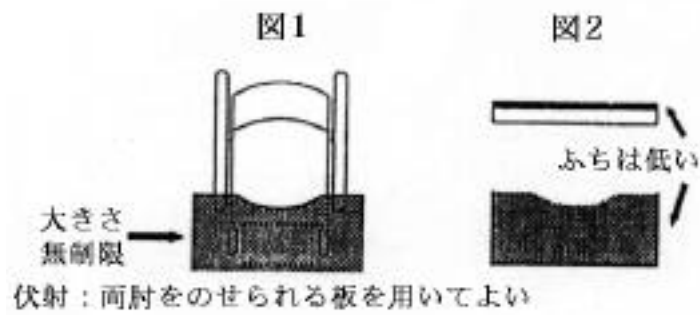
13.3 クラス分けカードには検査の結果のすべてが記入される．

13.4 公認国際クラス分け判定員

世界選手権および大陸選手権大会，そしてパラリンピック大会においては，全ての判定員が公認国際クラス分け判定員であること．

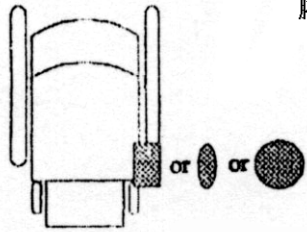
公認国際クラス分け判定員となるには，志願者はISCDの指導の下，最低2回のクラス分けに参加すること．国際資格を保持するには，国際クラス分け判定員は最低2年に1回，射撃の機能的クラス分け判定に携わること．

# 第14章 付録A



# 第14章 付録B

図6



膝射：小型の板  
片側のみ肘かけ可

図7

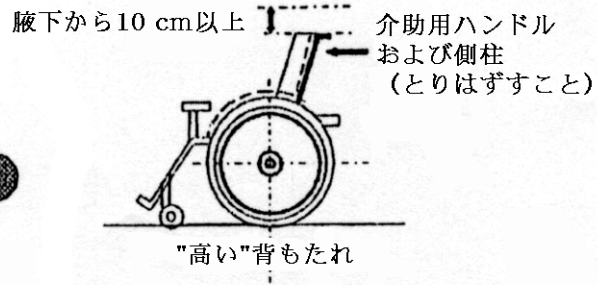


図8

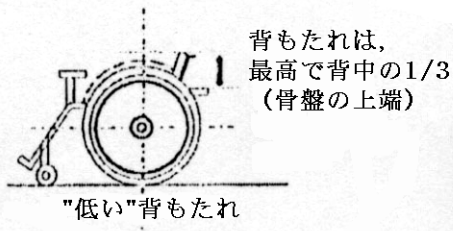
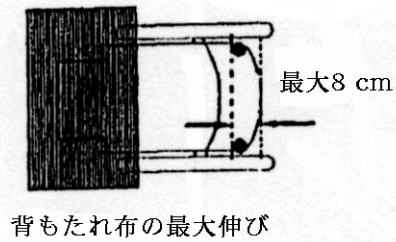
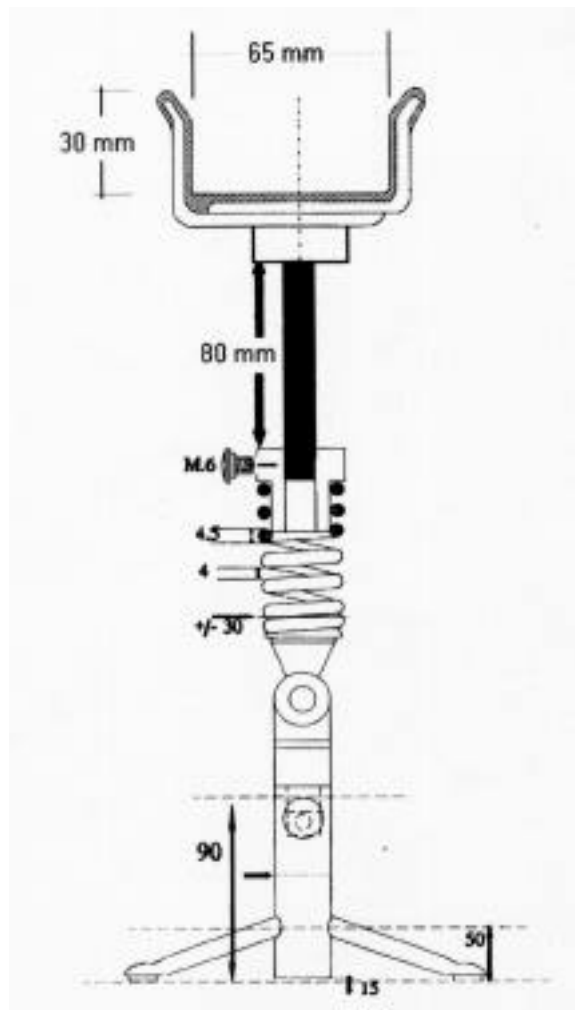


図9



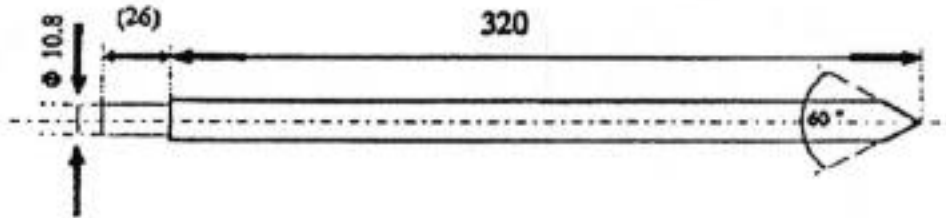
第14章  
付録C  
射撃スタンド



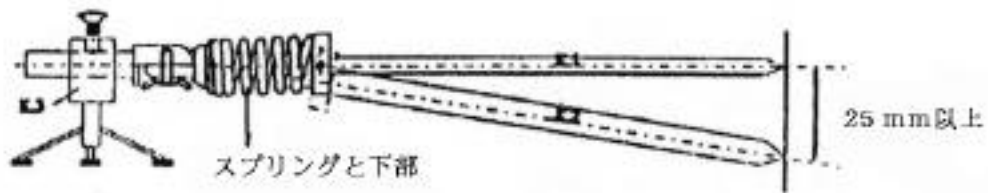
# 第14章

## 付録D

### 射撃スタンド用測定具



許容誤差：  
K.1 -  $\phi 11 \text{ mm} - 250 \text{ gram} - 0 \text{ gram} + 2 \text{ gram}$   
K.2 -  $\phi 19 \text{ mm} - 720 \text{ gram} - 2 \text{ gram} + 0 \text{ gram}$



# 第 1 4 章

## 付録E

### Checklist for inspection of equipment

1. <b>Equipment</b>	___	2. <b>Chairs</b>	___
Jacket	___	Armrests	___
Trousers	___	Side posts	___
Boots	___	Low backrest	___
Gloves	___	High backrest	___
Kneeling roll	___	Stretch backrest	___
Sling	___	Kneeling roll	___
Guns	___		
1. <b>Tables</b>	___	2. <b>Support Stand</b>	___
<i>Prone Table</i>		Rifle-holder	___
Horizontality	___	Spring, measuring	___
Size	___	Prosthesis rifle-support	___
Compressive material	___	Balance mark on rifle	___
<i>Kneeling Table</i>			
Horizontality	___		
Size	___		
Compressive material	___		

# 第 1 4 章

## 付録F

### APPLICATION FOR SHOOTING RECORD

RECORD APPLICATION FORM to be submitted to the secretariat of the International Shooting Committee for the Disabled (ISCD) by first class mail within two months following the date of competition. Applications without a complete list of results, programme, a copy of the scoresheet and classification card are not acceptable.

#### 1. GENERAL INFORMATION

Date : .././.. Requested record : Paralympic/World/Regional\*  
Country : ..... Location : .....

#### 2. INDIVIDUAL COMPETITION

Last name : ..... First name .....  
Country : ..... Sex : Male/Female\*  
Event nr : ..... Description ..... Score .....

#### 3. TEAM COMPETITION

Country : ..... Sex : Male/Female\*  
Event nr : ..... Description ..... Score .....

Name team members	Class	Sex
.....	.....	Male/Female
.....	.....	Male/Female
.....	.....	Male/Female

#### 4. OFFICIALS

Name Referee	Country	Signature
.....	.....	.....
.....	.....	.....
.....	.....	.....

Technical Delegate or technical representative of the ISCD :

I hereby certify that the rules of the U.I.T and the ISCD have been complied with, that the officials were duly certified and that the above statements are accurate. A certified survey of the shooting range event facilities attests to conformance with I.S.S.F. measurements and specifications.

Name ..... Signature .....

#### 5. NATIONAL FEDERATION

Name ..... Position .....  
Date : .././.. Signature .....

#### *For ISCD organisation purpose only*

Received Date : .././.. Ratification : .././..

Approval Yes Date : .././.. Federation : IPC/ISMWSF/SOD/CP-SRA

Approval No Ground : .....

# 第 1 4 章 付録G

## Protest Form

### Details of person submitting form

Name :

Federation/Country :

Status :

Date and Time :

Event :

Competitors name & number

Country :

Class :

Protest (use back of form for description)

### For official use

Date and time received :

Protest/Appeal\*

Protest fee paid :

Decision of protest jury (use back of form)

Date and time :

Signatures of protest jury :

Protest/Appeal\* fee refunded :

Signature :

# 付録G (裏面)

## PROTEST FORM

Protest (Description)
DECISION OF THE JURY